

諮問日：平成30年9月11日（平成30年度（最情）諮問第40号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第71号）

件名：職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき特定の団体に関して作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

最高裁判所が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき、特定の団体に関して作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年7月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき作成し、又は取得した文書を探索したところ、対象となる文書は存在せず、また存在した形跡もなかった。

したがって、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき作成し、又は取得した文書を探索したところ、対象となる文書は存在せず、また存在した形跡もなかったとのことであり、裁判所の職員により構成される職員団体に係る上記法律の適用関係に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人